

## 相続財産管理制度の活用について

## ● 相続財産管理制度とは

相続人の存在、不存在が明らかでない場合や相続人全員が相続放棄して、結果として相続する者がいなくなった場合、利害関係人や検察官からの申立てにより、家庭裁判所が相続財産を管理する管理人の選任をする民法第952条による制度。

## ● 空家等の概要

所在地	小牧市藤島町居屋敷313番地
構造ほか	木造 2階建て 延べ面積 67.4 m <sup>2</sup>
状態	樹木等の繁茂、テレビアンテナの固定不良 相続人（管理者）がいないため、適切な管理がなされない。 （指導する相手がない）

## ● 相続財産管理人の選任状況

R3.10.8	相続財産管理人選任申立て
R3.11.12	相続財産管理人選任（弁護士）

## ● 現在の状況

松の木の枝が払われ、テレビアンテナは撤去されている。

《措置前》



《措置後》

